

第84回（令和8年度第1回）札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和8年7月31日（金） 14時00分～16時00分

2 場所 札幌市公文書館 3階 講堂

3 議題

○ 諮問事項の審議

【諮問第157号】市長（保健福祉局総務部調整担当課）

令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第158号】市長（総務局行政部行政情報課）

札幌市情報公開条例の一部を改正する条例（令和8年条例第18号）による改正後の札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に係る審査基準の策定について

4 出席者

(1) 委員（五十音順）

犬嶋 ユカリ 小倉 一志 川久保 寛 徳満 直亮 南 弘征
山岡 英二 吉田 陽子

(2) 市の機関（諮問機関）

【諮問第157号】

保健福祉局総務部調整担当課長	佐々木
保健福祉局総務部調整担当課調整担当係長	木下
保健福祉局総務部調整担当課調整担当係長	折橋

【諮問第158号】

総務局行政部長	米森
総務局行政部行政情報課長	長尾
総務局行政部行政情報課情報公開担当係長	横田

(3) 事務局

総務局行政部長	米森
---------	----

総務局行政部行政情報課長	長尾
総務局行政部行政情報課情報公開担当係長	横田
総務局行政部行政情報課個人情報担当係長	久保田
総務局行政部行政情報課個人情報担当係	上田

5 議事の概要

(1) 開会

山岡委員の就任に伴う自己紹介のあと、行政部長の挨拶があった。

(2) 諮問事項の審議

ア 【諮問第157号】市長（保健福祉局総務部調整担当課）

令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

○ 諮問事項について、事務局から説明を行った。その後、市の機関（保健福祉局総務部調整担当課）から諮問事項について説明を受けた上で、審議を行った。

○ 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

《システムについて》

- ・ 資料には団体内統合宛名番号、機関別符号と様々なものが記載されているが、最終的に機関別符号からマイナンバーに戻ることは可能なのか。
- 団体内統合宛名番号や機関別符号については、マイナンバーに紐づくものであるため、当該番号を用いてマイナンバーにたどり着くことは、理論上可能である。
- ・ 説明の中で、「団体内統合宛名番号や機関別符号しかシステム上は扱わない」という言い方が見受けられたが、そもそも全てマイナンバーに紐づくものであるならば、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）上はマイナンバーと同じ扱いをしなければならないはずであるため、そのような説明をされると、「マイナンバーと団体内統合宛名番号等は別のものである」という印象を受けてしまうのではないか。
- お見込みのとおりである。マイナンバーもそれに紐づく各種番号についても同じ扱いをしなければならない。
- ・ この給付金に係る事務については、実際の支給に至るまで様々なシステムを

通っているように思うが、実際にこれらのシステムを使用しなければ事務を行えないのか。また、ガバメントクラウドへの移行が完了したら、使用するシステムが減るのか。

- 実際にこれらのシステムを利用しないと業務ができない状況である。なお、ガバメントクラウドについては業務の対象外のため、詳細は不明である。
- ・ 使用するシステムが増えるということは、それだけリスクが増えるため、マイナンバーを扱う、という意味では使用するシステムを削減していく方が良いと思われる。

《給付金について》

- ・ 今回の第三者点検については、「支給対象者の確定から給付金の支給までが非常に短期間であるため、事後的に第三者点検を行った」と説明を受けたが、具体的にはどのような期間だったのか。
- 国から経済対策として給付金を行う旨が発表されたのが令和7年度の秋頃だが、実際に札幌市において予算の決定及び給付金の金額（1人当たり5,000円、非課税世帯に対しては10,000円）について議会で決定したのが令和8年2月末となる。その後、実際に給付を開始したのが令和8年4月の中旬となることから、約1か月半の期間で支給対象者の確定から実際の支給までを行った。
- ・ 今回の事案においては非常に短期間で、かつ、年度をまたいだ給付金の支給であったことが分かった。しかし、原則的には、このようなマイナンバーを使用する事務においては、事前に第三者点検を行うことが番号法上求められていると思う。実際にはどの程度期間があれば、事前に第三者点検を行うことが可能なのか。
- 審議会の開催タイミングもあるが、3か月、4か月などの期間があれば、事前に第三者点検を行うことも可能であると考えます。また、事前に「給付金を支給すること」が分かっているならば、第三者点検を事前に行うことも可能である。さらに、「毎年決まった時期に給付金を行う」ということが決まっている場合でも、第三者点検を事前に行うことが可能である。今回の給付金については「臨時」であったため、特に事前に第三者点検を行うことが難しかった。

《全項目評価書について》

- ・ 全項目評価書内に、「担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う」という記載があるが、どのくらいの頻度で研修を行っているのか。

→ 年に1回研修を行っている。

- ・ マイナンバーに関する研修について、習熟度に関する確認は行っているのか。

→ 習熟度に関する確認があったかどうかについては定かではない。

- ・ 習熟度については確認を行った方が良いと思われる。

イ 審議の結果、令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書に基づく特定個人情報ファイルを新たに保有することについて、妥当である旨を答申することとなった。

ウ 【諮問第158号】市長（総務局行政部行政情報課）

札幌市情報公開条例の一部を改正する条例（令和8年条例第18号）による改正後の札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に係る審査基準の策定について

○ 諮問事項について、事務局から説明を行った。その後、市の機関（総務局行政部行政情報課）から諮問事項について説明を受けた上で、審議を行った。

○ 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

- ・ 実際の運用において、資料に「請求者の言動などについて日時、内容等を詳細に記録しておくこと」と記載があるが、これは具体的に録画や録音についても想定されているものか。

→ 「録画」ということになるとあまり事例を聞いたことはなく、通常であれば録音、又は職員が請求者の言動などについてメモをしておく、ということ想定している。

- ・ カスタマーハラスメントの対応においては、「言った言わない」「ニュアンスが違う」という点で揉めることが非常に多く、その際には「実際に録音したものを聞いてもらう」ということでしか納得を得られない場合もあると思われる。このような場合、現場の担当者の主観的なメモなのでは、水掛け論になりかねないのではないか。

→ 録音が一番の証拠にはなり得るが、実際にはそれぞれの部署で対応する形になることから、ICレコーダーのようなものを全ての部署において保有しているかどうか不明である。したがって、「録音が必須である」ということを記載することは難しいと思われるが、やはり録音しておいた方が確実ではあると考えられるため、今後の検討材料にさせていただきたい。

- ・ カスタマーハラスメントの対応について、資料P10の部分に「基本方針に

沿って警告などを行ってもなお対応中止の判断に至らない場合にはこの規定を適用しない」と記載がある。いわゆるカスハラに対応をしていると思われるが、実際には「警告」と「対応中止」には大きな差があると考えられる。実務上は段階を分けて行っていると思われるが、今回の情報公開条例の改正により、札幌市役所におけるほぼ全ての部署が関わってくるとなった場合、全ての部署においてこの「警告」と「対応中止」について、違いを理解した上で対応できるようになっているのか。例えばカスタマーハラスメントの基本方針に関するマニュアル等、今回の審議会における資料以外にも拠り所となる資料はあるのか。

→ 実際の対応については、詳細が記載されたマニュアルが準備されている。微妙な場合やそれぞれの部署の判断はあると思われるが、拠り所とすべきマニュアルは存在する。

- ・ 今回の資料にある「趣旨及び解釈について」という資料自体は、市役所限りとするものではなく、公にしなければならないのではないのか。

→ 現在市役所本庁舎2階にある「市政刊行物コーナー」に配架しているが、今後はインターネットでも公開することを検討している。

- ・ インターネット等による公開を行った方が、一般的にも理解が得られるのではないかと思う。
- ・ やはり録音については水掛け論を防止するためにも、一般的に行われているように「品質向上のため録音させていただきます」等と断った上で行うことは必要であると思う。また、窓口になりそうな部署においては、あらかじめICレコーダー等を用意しておいて、そもそも「水掛け論にならないように記録をとる」ということを相手方に伝える、ということも必要ではないか、と考える。
- ・ 資料19ページにおいて、「市長は毎年度の運用状況を審議会に報告するものとする」とあるが、取り消した事例などは札幌市のホームページ等で公開するのか。

→ 公開決定等の取消しの内容をどの程度まとめるのか、という観点もあるが、パブリックコメントにおいても運用状況を公表した方がいい、という意見もあったことから何らかの形で市民向けに公表することを検討している。

- ・ 公文書公開請求において、行政機関が公開を拒否したとしても、請求者が何度

も来庁する場合等、札幌市から訴訟を提起する、ということはあるのか。

→ 今回の情報公開条例の改正及び審査基準の策定については、基本的に訴訟を想定しているものではなく、単に請求を断る可能性がある、というだけのものである。

しかし、執拗に来られた場合については、他自治体において、窓口に何度も来て請求を繰り返し、職員が精神的苦痛から体調不良になった、というところで、不法行為を差し止めるという訴訟が提起された、という事例は確認している。

・ 資料8 ページ目の「エ」の例の部分について、いくつかの具体的な発言が挙げられているが、その中の「特定の職員により対応がなされないなら公開請求をする」というのは、どのような趣旨か。

→ 一般的に想定されるのは「責任者を出せ、出てこないのなら請求するぞ」といったシチュエーションが多いと思われる。また、窓口でトラブルになった職員を出してきて謝罪を強要する、という場合も想定される。基本的には組織として対応を行っているため、特定の職員じゃないと対応できないということはないと考えられる。

・ 「特定の職員により対応がなされないなら公開請求をする」が「義務がないようなことを要求する」ということを指しているのであれば、この例の記載方法では分かりにくい可能性がある。したがって、実際の例を基にもう少し補足した方が良いと思われる。

・ 資料10ページのカスタマーハラスメントのところで、「対応中止措置が取られている場合に制限を免れる手段として公開請求を利用していると認められる場合、注意喚起を行い、改める姿勢が見られない場合に拒否を検討する」とあることから、一度対応中止まで行った方だとしても、改める姿勢が見られる場合には公開に至る場合もあるということによいか。

→ 対応中止となっているからと言って、必ずしも「請求ができない」というものではない。

・ 対応中止というのは、一時的に対応中止する場合や、継続的に危害が加えられるような時に長期間中止する場合など色々あると思うが、部署ごとに対応中止の判断を行うのか。

→ 通常想定しているのは部署ごとでの対応である。

エ 審議の結果、札幌市情報公開条例の一部を改正する条例による改正後の札幌市情報公開条例に係る審査基準について、妥当である旨を答申することとなった。

(3) 閉会